

公益財団法人日本スポーツ協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の組織運営、国民スポーツの推進等に関わる全ての関係者が、スポーツの意義と価値に立ち返り、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第16条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第25条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長等とは定款第32条に規定する名誉会長、名誉副会長、最高顧問、顧問及び参与をいう。
- (4) 委員会委員とは定款第39条に規定する日本スポーツ少年団、第41条及び第42条に規定する諮問委員会、第43条に規定する専門委員会及び特別委員会の委員長並びに委員等をいう。
- (5) 職員とは定款第46条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 本会の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反すことのないよう行動しなければならない。

2. 「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第17条及び第30条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 名誉会長等及び委員会委員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 職員の処分は、本会服務規程に基づき取り扱うものとする。
ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (4) 登録者等については、当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の決議により相当の処分をするものとし、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 本会加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、本会加盟団体規程に定める。

附則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. この規程は、「役・職員倫理規程」（平成16年4月1日施行、平成23年4月1日改正施行）をもとに改正し、平成26年3月12日から施行する。
4. この規程は、平成28年11月9日から施行する。
5. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公益財団法人 日本スポーツ協会 加盟団体規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第10条第1項により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 本会定款（以下「定款」という。）第6条による加盟団体は、次の各号に掲げる団体の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる団体とする。

（1）定款第6条第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）

別表1に掲げる団体

（2）定款第6条第2号に定める団体（以下「加盟都道府県体協等」という。）

別表2に掲げる団体

（3）定款第6条第3号に定める団体（以下「加盟関係スポーツ団体」という。）

別表3に掲げる団体

(準加盟団体)

第3条 本会は、前条に定めるものほか、国内におけるスポーツ団体を準加盟団体とすることができます。このことに関する必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

2. 準加盟団体は、定款中加盟団体に係る規定に準拠するものとする。

3. 準加盟団体は、別表4に掲げる団体とする。

(加盟団体及び準加盟団体の使命)

第4条 本会加盟団体及び準加盟団体（以下「加盟・準加盟団体」という。）は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

（1）「スポーツ宣言日本」（平成23年7月15日採択）に提起するスポーツの使命の達成に努めること。

（2）スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。

（3）スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。

(地域区分)

第5条 加盟都道府県体協等の地域区分は、次のとおりとする。

地域名	都道府県名区分
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第2章 組織

(加盟競技団体の組織)

第6条 加盟競技団体は、国内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体として適當なる組織を有し、所属する国際競技連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟都道府県体協等の組織)

第7条 加盟都道府県体協等は、各都道府県におけるスポーツを総合的に統轄する都道府県体育協会等として適當なる組織を有しなければならない。

2. 前項の団体名及びその役職名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

(加盟関係スポーツ団体の組織)

第8条 加盟関係スポーツ団体は、スポーツに関する事業を行う統轄団体として適當なる組織を有しなければならない。

第3章 権限

(評議員及び理事候補者の推薦)

第9条 加盟団体は、評議員会に対し、各団体 1 名の評議員候補者を推薦することができる。

2. 加盟団体は、評議員会に対し、理事候補者を推薦することができる。

(加盟団体会長会議その他)

第 10 条 本会会长は、必要と認めた場合、加盟団体会長会議、加盟競技団体会長会議又は加盟都道府県体協等会長会議を招集する。

2. 本会会长は、必要と認めた場合には、事務連絡の会議を招集する。

(地域連合会)

第 11 条 加盟都道府県体協等は、第 5 条の地域区分を単位とする連合会を結成することができる。地域連合会を結成する場合には、規約及び役員名簿を本会会长に届け出なければならない。

第 4 章 義 務

(遵守すべき事項)

第 12 条 加盟・準加盟団体は、関係法令及び加盟・準加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守するとともに、本規程第 4 条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

2. 加盟・準加盟団体は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
3. 加盟・準加盟団体は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。
4. 加盟・準加盟団体は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(報告及び届出義務)

第 13 条 加盟・準加盟団体は、毎年事業年度開始 1 カ月前から開始後 1 カ月の間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を、次の書類を添えて本会に届け出なければならない。

- (1) 役員名簿、評議員（社員等）名簿
- (2) 執行機関、議決機関の議事録
- (3) 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による法人格取得団体は、法人登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書

第 14 条 加盟・準加盟団体は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に、当該年度の事業報告書を、次の書類を添えて本会に届け出なければならない。

- (1) 財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）

- (2) 附属明細書及び財産目録
- (3) 会計区分ごとの収支計算書
- (4) 執行機関、議決機関の議事録
- (5) 当該団体の監事の監査報告書（公認会計士による監査を実施している場合は、併せて同監査報告書）
- (6) その他本会が必要と判断した資料

第 15 条 加盟・準加盟団体は、当該団体の役員、定款その他既に本会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。

2. 加盟・準加盟団体は、各団体の運営、事業又は活動に関する本会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(分担金)

第 16 条 加盟団体は、定款第 8 条に規定する年次分担金を、毎年 5 月末日までに納入しなければならない。準加盟団体についても同様とする。

2. 前項の分担金の金額は、加盟団体 40 万円、準加盟団体 20 万円とし、法人会計にて計上する。ただし、加盟関係スポーツ団体については、徴しないものとする。

第 5 章 加盟及び脱退

(加 盟)

第 17 条 定款第 7 条により新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会が別に定める加盟申請審査要項に基づき、理事会及び評議員会の承認を得なければならぬ。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) 規約及び加盟競技団体の場合にはその競技者規程等
- (3) 所属団体及び支部組織一覧表
- (4) 役員表
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書
- (6) その他本会が必要と判断した資料

2. 加盟又は準加盟の承認を得た団体は、直ちに前条第 2 項に規定する分担金を納付しなければならない。

(脱 退)

第 18 条 定款第 9 条第 1 項により加盟団体が脱退しようとする場合又は準加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会

の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

第6章 処分及び不服申立

(処 分)

第19条 加盟・準加盟団体が第6条、第7条若しくは第8条に定める組織を有しないこととなったとき、第12条から第16条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本会の加盟・準加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 助言
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2. 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。

(不服申立)

第20条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

第7章 その他

(分担金等の精算)

第21条 加盟・準加盟団体が第18条により脱退し、又は第19条第1項第4号により退会した場合、既に納付した分担金等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた分担金等は、直ちに納付しなければならない。

附則1

1. 本規程は、昭和35年10月19日から施行する。
2. 本規程の実施とともに、財団法人日本体育協会加盟団体規程（昭和23年3月24日制定）及び財団法人日本体育協会支部規程（昭和23年4月28日制定）を廃止する。

附則2

1. この規則は、昭和46年2月27日から施行する。

附則 3

1. この規則は、昭和 47 年 9 月 27 日から施行する。

附則 4

1. この規則は、昭和 49 年 11 月 27 日から施行する。

附則 5

1. この規則は、平成 2 年 6 月 27 日から施行する。

附則 6

1. この規則は、平成 2 年 8 月 31 日から施行する。

附則 7

1. この規則は、平成 3 年 3 月 12 日から施行する。

附則 8

1. この規則は、平成 3 年 3 月 28 日から施行する。

附則 9

1. この規則は、平成 4 年 3 月 24 日から施行する。

附則 10

1. この規則は、平成 4 年 6 月 30 日から施行する。

附則 11

1. この規則は、平成 5 年 3 月 23 日から施行する。

附則 12

1. この規則は、平成 6 年 3 月 29 日から施行する。

附則 13

1. この規則は、平成 6 年 6 月 21 日から施行する。

附則 14

1. この規則は、平成 7 年 3 月 14 日から施行する。

附則 15

1. この規則は、平成 7 年 6 月 20 日から施行する。

附則 16

1. この規則は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附則 17

1. この規則は、平成 10 年 3 月 24 日から施行する。

附則 18

1. この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則 19

1. この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則 20

1. この規則は、平成 11 年 6 月 22 日から施行する。

附則 21

1. この規則は、平成 11 年 7 月 22 日から施行する。

附則 22

1. この規則は、平成 12 年 6 月 16 日から施行する。

附則 23

1. この規則は、平成 12 年 6 月 27 日から施行する。

附則 24

1. この規則は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附則 25

1. この規則は、平成 13 年 6 月 26 日から施行する。

附則 26

1. この規則は、平成 14 年 9 月 5 日から施行する。

附則 27

1. この規則は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

附則 28

1. この規則は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。

附則 29

1. この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 30

1. この規則は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附則 31

1. この規則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

2. 特例民法法人には、第 11 条第 3 号の規定を準用する。この場合において、規定中の「特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による法人格取得団体」とあるのは「特例民法法人」と読み替えるものとする。

附則 32

1. この規則は、平成 23 年 6 月 20 日から施行する。

附則 33

1. この規則は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

附則 34

1. この規則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附則 35

1. この規則は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。

附則 36

1. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 37

1. この規程は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。

附則 38

1. この規程は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附則 39

1. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 40

1. この規程は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

附則 41

1. この規程は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附則 42

1. この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附則 43

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 定款第6条第1号に定める団体

1	公益財団法人日本陸上競技連盟	31	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会
2	公益財団法人日本水泳連盟	32	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
3	公益財団法人日本サッカー協会	33	公益社団法人日本カヌー連盟
4	公益財団法人全日本スキー連盟	34	公益社団法人全日本アーチェリー連盟
5	公益財団法人日本テニス協会	35	公益財団法人全日本空手道連盟
6	公益社団法人日本ボート協会	36	公益財団法人日本アイスホッケー連盟
7	公益社団法人日本ホッケー協会	37	公益社団法人全日本銃剣道連盟
8	一般社団法人日本ボクシング連盟	38	一般社団法人日本クレー射撃協会
9	公益財団法人日本バレーボール協会	39	公益財団法人全日本なぎなた連盟
10	公益財団法人日本体操協会	40	公益財団法人全日本ボウリング協会
11	公益財団法人日本バスケットボール協会	41	一般社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟
12	公益財団法人日本スケート連盟	42	公益財団法人日本野球連盟
13	公益財団法人日本レスリング協会	43	公益社団法人日本綱引連盟
14	公益財団法人日本セーリング連盟	44	一般財団法人少林寺拳法連盟
15	公益社団法人日本ウエイトリフティング協会	45	公益財団法人日本ゲートボール連合
16	公益財団法人日本ハンドボール協会	46	公益社団法人日本武術太極拳連盟
17	公益財団法人日本自転車競技連盟	47	公益財団法人日本ゴルフ協会
18	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	48	公益社団法人日本カーリング協会
19	公益財団法人日本卓球協会	49	公益社団法人日本パワーリフティング協会
20	公益財団法人全日本軟式野球連盟	50	公益社団法人日本オリエンテーリング協会
21	公益財団法人日本相撲連盟	51	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会
22	公益社団法人日本馬術連盟	52	公益社団法人日本トライアスロン連合
23	公益社団法人日本フェンシング協会	53	一般財団法人日本バウンドテニス協会
24	公益財団法人全日本柔道連盟	54	公益社団法人日本エアロビック連盟
25	公益財団法人日本ソフトボール協会	55	一般社団法人日本バイアスロン連盟
26	公益財団法人日本バドミントン協会	56	公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会
27	公益財団法人全日本弓道連盟	57	一般財団法人日本ドッジボール協会
28	公益社団法人日本ライフル射撃協会	58	公益社団法人日本チアーディング協会
29	一般財団法人全日本剣道連盟	59	公益社団法人日本ペタンク・ブル連盟
30	公益社団法人日本近代五種協会		

別表2 定款第6条第2号に定める団体

1	公益財団法人北海道体育協会	25	公益財団法人滋賀県スポーツ協会
2	公益財団法人青森県体育協会	26	公益財団法人京都府体育協会
3	公益財団法人岩手県体育協会	27	公益財団法人大阪体育協会
4	公益財団法人宮城県スポーツ協会	28	公益財団法人兵庫県体育協会
5	公益財団法人秋田県体育協会	29	公益財団法人奈良県体育協会
6	公益財団法人山形県体育協会	30	公益社団法人和歌山県体育協会
7	公益財団法人福島県体育協会	31	公益財団法人鳥取県体育協会
8	公益財団法人茨城県体育協会	32	公益財団法人島根県体育協会
9	公益財団法人栃木県体育協会	33	公益財団法人岡山県体育協会
10	公益財団法人群馬県スポーツ協会	34	公益財団法人広島県体育協会
11	公益財団法人埼玉県体育協会	35	公益財団法人山口県体育協会
12	公益財団法人千葉県体育協会	36	公益財団法人香川県スポーツ協会
13	公益財団法人東京都体育協会	37	公益財団法人徳島県体育協会
14	公益財団法人神奈川県体育協会	38	公益財団法人愛媛県スポーツ協会
15	公益財団法人山梨県体育協会	39	公益財団法人高知県体育協会
16	公益財団法人新潟県スポーツ協会	40	公益財団法人福岡県体育協会
17	公益財団法人長野県体育協会	41	公益財団法人佐賀県体育協会
18	公益財団法人富山県体育協会	42	公益財団法人長崎県体育協会
19	公益財団法人石川県体育協会	43	公益財団法人熊本県体育協会
20	公益財団法人福井県スポーツ協会	44	公益財団法人大分県体育協会
21	公益財団法人静岡県体育協会	45	公益財団法人宮崎県体育協会
22	公益財団法人愛知県体育協会	46	公益財団法人鹿児島県体育協会
23	公益財団法人三重県体育協会	47	公益財団法人沖縄県体育協会
24	公益財団法人岐阜県体育協会		

別表3 定款第6条第3号に定める団体

1	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
2	公益財団法人日本中学校体育連盟
3	特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
4	公益社団法人日本女子体育連盟
5	公益財団法人全国高等学校体育連盟
6	公益財団法人日本体育施設協会
7	一般社団法人日本トップリーグ連携機構

別表4 準加盟団体

1	一般社団法人日本ローラースポーツ連盟
2	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
3	公益社団法人日本アメリカンフットボール協会
4	一般社団法人日本フライングディスク協会

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度

〈趣旨〉

1. 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）及びJSPO加盟団体等は、スポーツ文化を豊かに享受するというすべての人々がもつ基本的な権利を保障するため、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」を制定し、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を公認スポーツ指導者として育成することにより、望ましい社会の実現に貢献する。

〈目的〉

2. この制度の目的は、次のとおりとする。
 - (1) 公認スポーツ指導者によるスポーツ指導の体制を確立すること。
 - (2) 公認スポーツ指導者として求められる資質能力（思考・判断、態度・行動、知識・技能）に関する科目を体系的に編成した講習会等により公認スポーツ指導者を育成し、その資質能力の向上を図ること。
 - (3) 公認スポーツ指導者育成の基本コンセプト、3つの方針（受講者受入方針・養成講習会実施方針・資格認定方針）、資格の種類と役割及び権利と責務を明確にし、社会的信頼の向上を図ること。
 - (4) 地域別、競技別、種類別等、公認スポーツ指導者相互の連帯を深め、活動促進を図ること。

〈公認スポーツ指導者〉

3. JSPO 及び JSPO 加盟団体等が育成する公認スポーツ指導者とは、スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタード¹の考え方のもとに暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者である。

〈種類及び役割〉

4. 公認スポーツ指導者の種類及び役割は、次のとおりとする。
 - (1) スポーツ指導者基礎資格
 - ・スポーツリーダー
地域におけるスポーツグループやサークル等のリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者
 - (2) 競技別指導者資格
 - ア. スタートコーチ
総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングアシスタント（指導補助）として、上位資格者と協力して安全で効果的な活動を提供する者
 - イ. コーチ1
地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する者

¹ プレーヤーズセンタード：プレーヤーを取り巻くアントラージュ自身も、それぞれの Well-being（良好・幸福な状態）を目指しながら、プレーヤーをサポートしていくという考え方。

ウ. コーチ2

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等の監督やヘッドコーチ等の責任者として、安全で効果的な活動を提供するとともに、指導計画を構築、実行、評価し監督することと併せて、コーチ間の関わり及び成長を支援する者

エ. コーチ3

トップリーグ・実業団等でのコーチングアシスタント（指導補助）として、プロック及び全国大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

オ. コーチ4

トップリーグ・実業団・ナショナルチーム等のコーチングスタッフとして、国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

カ. 教師

クラブや商業・民間スポーツ施設等で幅広い年齢層の多様なスポーツライフスタイルを志向する会員や利用者に応じたコーチングを行うとともに、当該施設等の日常運営業務にあたる者

キ. 上級教師

クラブや商業・民間スポーツ施設等における実技指導の責任者・チーフを担うとともに、当該施設等の企画・経営業務にあたる者

(3) メディカル・コンディショニング資格

ア. スポーツドクター

医師の立場からプレーヤーの健康管理、スポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる者

イ. スポーツデンティスト

歯科医師の立場からプレーヤーの健康管理、歯科口腔領域におけるスポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる者

ウ. アスレティックトレーナー

スポーツドクターをはじめコーチ等との緊密な協力のもとに、プレーヤーの安全・健康管理、スポーツ外傷・障害の予防、救急対応、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる者

エ. スポーツ栄養士

地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、プレーヤーの栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う者

(4) フィットネス資格

ア. フィットネストレーナー

商業・民間スポーツ施設等において、プレーヤーに対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を主に職業として行う者

イ. スポーツプログラマー

地域スポーツクラブ等において、プレーヤーのフィットネスの維持や向上のための指導及び助言を行う者

ウ. ジュニアスポーツ指導員

地域スポーツクラブ等において、幼少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う者

(5) マネジメント指導者資格

ア. アシスタントマネジャー

総合型地域スポーツクラブ等において、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントの諸活動をサポートする者

イ. クラブマネジャー

総合型地域スポーツクラブ等において、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行うとともに、クラブに必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する者

〈養成〉

5. JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、第 6 条第 1 号に定める公認スポーツ指導者として必要な資質能力を修得させるため、すべてのスポーツ指導者に共通して求められる資質能力に関する科目と、役割に応じて求められる専門的な資質能力に関する科目を体系的に編成し、前条各資格の養成講習会を実施する。

(1) 養成講習会のうち共催により実施する講習会は、次のとおりとする。

ア. 競技別指導者養成講習会（共催：JSP0 加盟競技団体等）

イ. スポーツデンティスト養成講習会（共催：公益社団法人日本歯科医師会）

ウ. スポーツ栄養士養成講習会（共催：公益社団法人日本栄養士会）

エ. スポーツプログラマー養成講習会（共催：公益財団法人日本体育施設協会）

(2) JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、第 1 条に定める趣旨に賛同する者で、養成講習会を通じて、スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードのもとに暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通じて、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献する意欲がある者を、養成講習会の受講者として広く受け入れる。

(3) 各養成講習会の運営方法、受講条件、カリキュラム内容、講習・試験の免除、審査等の詳細については、別に定める。

(4) 講習・試験免除適応コース

別に定める講習・試験免除承認システムに基づき、所定のカリキュラムと同等の教育課程を設定していると JSP0 指導者育成専門委員会が承認した大学（学部・学科等）、専門学校、その他団体等を講習・試験免除適応コースとすることができる。

(5) スポーツ指導者養成コース

別に定める養成コース申請基準を満たすスポーツ関連団体等をスポーツ指導者養成コースとすることができる。

〈認定〉

6. 公認スポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。

(1) JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、第 1 条に定める趣旨に基づき、養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、以下の資質能力を身に付けた者を、公認スポーツ指導者として認定する。

- ・ スポーツの価値や未来への責任を理解することができる。
- ・ プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除できる。
- ・ 常に学び続けることができる。

- ・プレーヤーの成長を支援することを通じて、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる。
 - ・求められる役割に応じて、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導することができる。
 - ・求められる役割に応じて、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる。
- (2) 公認スポーツ指導者の認定は、別に定める登録規程により、登録手続きが完了した者を対象とする。
- (3) 公認スポーツ指導者として認定された登録指導者は、JSP0 及び JSP0 加盟団体等の組織内指導者とする。

〈権利〉

7. 公認スポーツ指導者は、下記に掲げる権利を有する。
- (1) JSP0 が発行する情報誌及びスポーツ指導者手帳の受領
 - (2) JSP0 及び JSP0 加盟団体等が実施する研修事業への参加
 - (3) 公認スポーツ指導者総合保険制度への加入
 - (4) 公認スポーツ指導者公式制定品の購入・使用
 - (5) 「指導者マイページ」のコンテンツ利用

〈責務〉

8. 公認スポーツ指導者は、次の責務を負う。
- (1) 「スポーツ宣言日本」²の趣旨を理解した上で、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。
 - (2) プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、プレーヤーの望むスポーツ活動を理解し、その成長を支援すること。
 - (3) プレーヤーや社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展すること。
 - (4) JSP0 倫理規程を遵守するとともに、遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）に関する調査に誠実に協力すること。
 - (5) スポーツの価値や未来への責任を理解し、スポーツの力を望ましい社会の実現に活かすために努力すること。

〈処分〉

9. 公認スポーツ指導者が JSP0 倫理規程に違反したと認められたときは、JSP0 倫理規程に基づき処分を行うものとし、別に定める基準により処分内容を決定する。

〈マスター称号〉

10. 公認スポーツ指導者としての資質能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等にあたる者として下記により推薦のあった者に対し、JSP0 指導者育成専門委員会の審査を経て、マスターの称号を付与する。
- (1) 競技別指導者資格の各領域において、指導者の育成及び指導等にあたる者として、別に定める基準に基づき、中央競技団体から推薦のあった者

² スポーツ宣言日本：平成 23（2011）年 7 月に創立 100 周年を迎えた JSP0 が、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）とともに採択した宣言で、嘉納治五郎初代会長の志を受け継ぎ、新たに 100 年に向けて、21 世紀のスポーツが果たすべき使命を謳ったもの。

(2) アスレティックトレーナーの指導及び育成等にあたる者として、別に定める基準に基づき、JSP0 が推薦する者

〈協議会等〉

1 1. 公認スポーツ指導者相互の連帯と、公認スポーツ指導者としての資質能力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的に、次のスポーツ指導者協議会等を設置し、それぞれの役割に応じた活動方策等について協議する。

(1) 全国スポーツ指導者連絡会議

JSP0 指導者育成専門委員会のもとに設置し、都道府県スポーツ指導者協議会の代表と中央競技団体等の指導者養育成部門の代表で構成する。主に公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営等について協議する。

(2) 都道府県別スポーツ指導者協議会

都道府県体育・スポーツ協会の指導者育成に関する委員会のもと等に設置し、主に都道府県内における市区町村別・競技別の組織化の推進等について協議する。

(3) 加盟団体スポーツドクター代表者協議会

JSP0 指導者育成専門委員会のもとに設置し、都道府県体育・スポーツ協会及び中央競技団体等のスポーツドクターの代表で構成する。公認スポーツドクター相互の連絡を密にし、主に活動促進、相互研修、情報交換、広報活動の推進等について協議する。

(4) アスレティックトレーナー連絡会議

JSP0 指導者育成専門委員会のもとに設置し、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体、プロスポーツ団体等及び JSP0 に所属するアスレティックトレーナーの代表で構成する。公認アスレティックトレーナー相互の連絡を密にし、主に活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議する。

(5) その他

前各号については、それぞれ別に定める。

〈活動促進〉

1 2. JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、公認スポーツ指導者の活動促進と社会的信頼の向上を図るため、その資質能力の向上と指導体制の確立、各種活動促進方策の推進に努める。

〈移行措置〉

1 3. 平成 31 年 4 月 1 日時点で公認スポーツ指導者として認定されている者については、同日付で自動的にこの制度に移行するものとし、移行に伴う手続き等については、別に定める。

〈変更〉

1 4. この制度は、JSP0 指導者育成専門委員会の承認を経て、JSP0 理事会の決議により変更することができる。

〈附則〉

1. この制度は、昭和 63 年 8 月 24 日から施行する。

中略

1 7. この制度は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）公認スポーツ指導者制度第6条に基づき、公認スポーツ指導者の登録及び認定に関するについて定める。

(登録)

第2条 登録は、次の条件のいずれかを満たしたとしてJSP0が認めた者が個人で申請するものとする。

- (1) 公認スポーツ指導者養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、公認スポーツ指導者として必要な資質能力を身に付けた「新規登録」対象者
 - (2) 公認スポーツ指導者として認定されている者のうち第6条に定める「更新登録要件」を満たした「更新登録」対象者
 - (3) その他、登録の要件を満たした者としてJSP0が特別に認めた者
2. 前項各号いずれかの条件を満たした場合でも、JSP0倫理規程第4条に違反する行為があったとしてJSP0が認めた時は、その権利を失うものとする。
3. 登録は、公認スポーツ指導者制度に定める資格毎に行うものとする。
4. 登録にあたっては、第3条に定める登録料を納めるものとする。

(登録料)

第3条 登録料は、全資格者共通の基本登録料及び資格毎に設定する資格別登録料の合計金額とする。

2. 前項に加え資格毎に、その初回の登録に際して初期登録手数料を納めるものとする。なお、第7条第6項に基づく「復活登録」に際しても初期登録手数料を納めるものとする。
3. 公認スポーツ指導者として認定されている者が新たな資格を登録する場合（以下「資格追加」という。）は、前項の初期登録手数料に加え、新たな資格の資格別登録料を納めるものとする。新たな資格がすでに認定されている資格（以下「既認定資格」という。）と同一競技・種目における上位資格の場合（以下「資格昇格」という。）の資格別登録料は、昇格前と昇格後の資格別登録料の差額とする。
- なお、第5条に基づく当該資格の有効期間が4年間に満たない場合の資格別登録料は、当該期間に応じた金額とする。
4. 基本登録料、資格別登録料及び初期登録手数料の金額は別に定める。
5. 登録料を変更する際は、事前に告知するものとする。

(手続き・認定日)

第4条 登録に係る手続き（以下「登録手続き」という。）及び認定予定日は、第2条に定める対象者に対しJSP0が案内する際に明示するものとし、認定予定日以前の所定の期間内に登録手続きを完了した場合、当該予定日を認定日とする。

2. 所定の期間内に登録手続きを完了しない場合は、登録する権利を失うものとする。ただし、第6条及び第7条に定める要件を満たした場合は、登録する権利を与えるものとする。

3. JSP0 倫理規程第4条に違反する行為が疑われ、JSP0 が当該指導者を事実認定の対象とした場合、当該指導者がその旨を記載した JSP0 からの通知を受理した時点から当該事案に伴う処分内容を記載した JSP0 からの通知を受理するまでの間、当該指導者からの登録手続きは受理しない。

4. 認定の起算日は、4月1日又は10月1日とする。

(有効期間)

第5条 資格の有効期間は認定日から4年間とする。

2. 公認スポーツ指導者として認定されている者が新たな資格を登録する場合（「資格追加」又は「資格昇格」）は、当該資格の認定日から既認定資格の有効期限までを当該資格の有効期間とする。

ただし、当該資格の認定予定日と既認定資格の「更新登録」に伴う認定予定日が同日の場合の有効期間は、当該資格の認定日から4年間とする。

(更新登録要件)

第6条 有効期間満了に伴う「更新登録」にあたっては、有効期限の6か月前までに、資格毎に JSP0 又は JSP0 加盟団体等の定める更新研修を修了するなどの要件を満たさなければならない。

2. 更新登録の要件を満たした場合は「更新登録」の対象となる。

(保留・無効)

第7条 第4条に定める登録手続きを行わなかった場合、「新規登録」（「資格追加」又は「資格昇格」を含む）の場合は「未登録」、「更新登録」の場合は「未更新」として当該資格の認定を「保留」とする。

2. 「保留」とする期間は最短6か月間、最長1年間とする。

3. 「未登録」の場合、「保留」期間中は登録する権利が与えられ「新規登録」の対象となる。

4. 「未更新」の場合、「保留」期間中の認定起算日前日の6か月前までに前条に定める更新登録要件を満たした場合は、登録する権利が与えられ「再登録」の対象となる。

5. 「保留」期間を超過した場合は、登録する権利を「無効」とする。

6. 「無効」の場合は、資格毎に JSP0 又は JSP0 加盟団体等の定める復活登録要件を満たすことにより、登録する権利が与えられ「復活登録」の対象となる。

(辞退)

第8条 第5条に定める有効期間内に、資格の「辞退」を希望する場合は、JSP0 所定の方法により公認スポーツ指導者本人又は代理人が手続きするものとし、本人の意思を確認できる場合に限り受理する。

2. 「辞退」の理由がいかなる場合であっても、納入済の登録料は返還しない。

3. 「辞退」した資格の登録を再び希望する場合、当該希望日が「辞退」以前の資格有効期限以前の場合は、再び当該有効期限まで公認スポーツ指導者として認定する。「辞退」以前の資格有効期限を超過している場合、当該有効期限から1年以内の場合は第7条第4項、1年経過している場合は第7条第6項に定める要件を満たすことにより、登録する権利が与えられ、それぞれ「再登録」、「復活登録」の対象となる。

4. 公認スポーツ指導者にJSP0倫理規程第4条に違反する行為が疑われ、JSP0が当該指導者を事実認定の対象とした場合、当該指導者がその旨を記載したJSP0からの通知を受理した時点から当該事案に伴う処分内容を記載したJSP0からの通知を受理するまでの間、当該指導者からの「辞退」申請は受理しない。

(登録証・認定証)

第9条 第4条に定める登録手続きを完了した者を公認スポーツ指導者として認定し、「登録証」を交付する。

2. 資格毎にその初回の登録に際しては、「認定証」を交付する。

ただし、スポーツドクター及びスポーツデンティストは、「更新登録」に際しても、「認定証」を交付する。

(登録番号)

第10条 公認スポーツ指導者には、7桁の数字を用いた登録番号を付与する。

(個人情報等)

第11条 公認スポーツ指導者の個人情報は、JSP0個人情報保護方針に基づき、JSP0及びJSP0加盟団体等にて共同利用する。

2. その他、個人情報取り扱いの詳細については、別に定める。

第12条 公認スポーツ指導者は、住所、連絡先等の登録情報に変更があった場合、指導者マイページ、書面、電話等により直ちにJSP0又はJSP0加盟団体等に届け出なければならない。

(その他)

第13条 公認スポーツ指導者資格のうちスポーツリーダーの認定及び認定に伴う登録に関するについては、別に定める。

2. JSP0が認めた一部の資格・競技の認定及び認定に伴う登録に関するについては、当該資格・競技を協同認定するJSP0加盟団体等の定めによるものとする。

(変更)

第14条 本規程は、JSP0指導者育成専門委員会の議決により変更することができる。

(雑則)

第15条 本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則 本規程は、平成元年4月1日から施行する。

本規程は、平成7年10月1日から施行する。

本規程は、平成17年4月1日から施行する。

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

本規程は、平成26年7月23日から施行する。

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

本規程は、平成31年4月1日から施行する。

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準

(目的)

1. この基準は、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき、公認スポーツ指導者（以下「公認指導者」という。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

(違反行為)

2. この基準において違反行為とは、公認指導者として遵守する義務のある公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為をいう。

公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程（抜粋）

（遵守事項）

- 第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行つてはならない。
2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

（処分の種類、内容）

3. 前項に定める違反行為を行った際に、当該公認指導者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

（1）注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。

主として、偶発的な違反行為に対して課す。

（2）厳重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は資格停止となることを通告する。

主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。

（3）資格停止

文書での通知を以って、一定期間資格を停止し、再教育プログラムを課す。

資格停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に課す。

(4) 資格取消し

文書での通知を以って、保有資格を取り消し、資格取得のための講習会における共通科目・専門科目の修了も無効とする。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に課す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

4. 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
5. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。
6. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。
7. 処分は別表に記載の標準例に基づき行うこととする。しかし、実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。
8. 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第4項、第5項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関)

9. 処分の決定は、日本スポーツ協会指導者育成専門委員会（以下「専門委員会」という。）内に設置する処分審査会において決定する。

(再教育プログラム)

10. 資格取消処分を受けた者で公認指導者資格を再取得しようとする者または資格停止処分を受けた者（停止期間は問わない）で公認指導者資格を回復しようとする者は、専門委員会が実施する再教育プログラム（反省文の提出、倫理に関する研修等）を受講し、修了しなければならない。
11. 資格停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、処分審査会において、被害者との示談の有無、被害者の宥恕、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の資格停止期間の半分を下回らない限度で、当初の資格停止期間を短縮することができる。
12. 前二項における再教育プログラムの内容及びその修了判定については専門委員会で決定する。

(基準の改廃)

13. この基準の改廃は、専門委員会の決議を経て行う。

(施行日)

14. 本基準は、平成26年7月23日より施行する。
15. 本基準は、平成30年4月1日より改定施行する。

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準 別表

表1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	資格停止6か月
被害者が全治1か月未満の傷害を負った	資格停止12か月
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治1か月を超える傷害を負った ②死亡するに至った ③重大な後遺障害が残る傷害を負った ④刑事処分をされた	資格取消し
<考慮すべき要素>	
①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等）	
②加害者の地位・立場、被害者との関係	
③加害者の人数	
④違反行為による結果や影響	
⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか）	
⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）	
⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）	
⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯	
⑨被害者の言動、態度等	
⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）	
<加重・軽減要素の例>	
○加重要素（処分内容を重くする）	
加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等	
○軽減要素（処分内容を軽減する）	
真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	厳重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止12か月
暴言等を繰り返し、 ①退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）	
<加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	
【本基準を準用しうる類似事案】 指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為	

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止 12か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 24か月
わいせつ行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度 ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）	
<加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表4. 指導対象者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止12か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止24か月
性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 	

表5. 指導対象者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導（以下「不適切な指導」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	厳重注意
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止12か月
不適切な指導を繰り返し、 ①被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）	
<加重・軽減要素の例> ○加重要素 不適切な指導であることを知りながら不適切な指導を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立等	

表6. 所属クラブ・チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っているながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	資格停止12か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格停止24か月
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	資格取消し
<考慮すべき要素>	
①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等）	
②加害者の地位・立場	
③加害者的人数	
④違反行為による結果や影響	
⑤被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）	
⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯	
⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）	
<加重・軽減要素の例>	
○加重要素 不適切な経理処理であることを知っているながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等	
○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等	